

新旧対照表

東京都胃がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年8月）

新	旧
<p>第1 目的（現行のとおり）</p> <p>第2 検診対象者</p> <p>1 当該区市町村に居住地を有する50歳以上の者とする。 ※ 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知別添（令和6年2月改正））には「胃部エックス線検査については、当分の間、40歳以上の者を対象としても差し支えない」との記載がある。</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>第3 実施回数</p> <p>胃がん検診は、原則として同一人について2年に1回実施する。</p> <p>※ 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」には「胃がん検診については、当分の間、胃部エックス線検査を年1回実施しても差し支えない」との記載がある。 なお、検診機会は必ず毎年度設けることとする。</p> <p>第4から第9まで（現行のとおり）</p> <p>第10 事業評価</p>	<p>第1 目的（略）</p> <p>第2 検診対象者</p> <p>1 当該区市町村に居住地を有する50歳以上の者とする。 ※ 「がん重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知別添（令和5年6月改正））には「胃部エックス線検査については、当分の間、40歳以上の者を対象としても差し支えない」との記載がある。</p> <p>2 （略）</p> <p>第3 実施回数</p> <p>胃がん検診は、原則として同一人について2年に1回実施する。</p> <p>※ 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」には「胃部エックス線検査については、当分の間、年1回の実施でも差し支えない」との記載がある。 なお、検診機会は必ず毎年度設けることとする。</p> <p>第4から第9まで（略）</p> <p>第10 事業評価</p>

新旧対照表

東京都胃がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年8月）

新	旧
<p>胃がん検診は、科学的に効果の明らかな方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であり、区市町村は、「<u>胃がん検診のためのチェックリスト（市区町村用）</u>（様式8号）」を用い、検診の実施状況を把握した上で、本チェックリストの事項が確実に実施されるよう、体制の整備に努めるとともに、検診実施機関等の関係機関と十分協議を行う。</p> <p>また、東京都生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果や助言を踏まえ、検診実施機関の選定や実施方法等の改善に努める。</p> <p>なお、胃がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「がん検診事業のあり方について」（がん検診のあり方に関する検討会（令和5年6月））に示されている。報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。</p> <p>第11 検診実施機関</p> <p>1 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で胃がん検診が円滑に実施されるよう、「<u>胃がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）</u>（様式9号）」を用い、本チェックリストの事項が確実に実施されているか確認を行い、胃部エックス線検査、胃内視鏡検査等の精度管理に努める。</p> <p>2から5まで（略）</p>	<p>胃がん検診は、科学的に効果の明らかな方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であり、区市町村は、「<u>胃がん検診チェックリスト（市区町村用）</u>（様式8号）」を用い、検診の実施状況を把握した上で、本チェックリストの事項が確実に実施されるよう、体制の整備に努めるとともに、検診実施機関等の関係機関と十分協議を行う。</p> <p>また、東京都生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果や助言を踏まえ、検診実施機関の選定や実施方法等の改善に努める。</p> <p>なお、胃がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「がん検診事業のあり方について」（がん検診のあり方に関する検討会（令和5年6月））に示されている。報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。</p> <p>第11 検診実施機関</p> <p>1 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で胃がん検診が円滑に実施されるよう、「<u>胃がん検診チェックリスト（検診実施機関用）</u>（様式9号）」を用い、本チェックリストの事項が確実に実施されているか確認を行い、胃部エックス線検査、胃内視鏡検査等の精度管理に努める。</p> <p>2から5まで（略）</p>

新旧対照表

東京都胃がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年8月）

新	旧
<p>第12（現行のとおり）</p> <p>（別紙1）仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目（胃がん検診） ※ 国立がん研究センター作成様式（令和6年3月）に差替え</p> <p>（別紙2）から（様式7号）まで（現行のとおり）</p> <p>（様式第8号）胃がん検診のためのチェックリスト（市区町村用） ※ 国立がん研究センター作成様式（令和6年3月）に差替え</p> <p>（様式9号）胃がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用） ※ 国立がん研究センター作成様式（令和6年3月）に差替え</p>	<p>第12（略）</p> <p>（別紙1）仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目（胃がん検診） ※ 国立がん研究センター作成様式（平成31年3月）</p> <p>（別紙2）から（様式7号）まで（略）</p> <p>（様式8号）胃がん検診のためのチェックリスト（市区町村用） ※ 国立がん研究センター作成様式（平成31年3月）</p> <p>（様式9号）胃がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用） ※ 国立がん研究センター作成様式（平成31年3月）</p>